日米地位協定問題シンポジウム

２０２０年１１月２５日(水)１４：００～１６：１０

主　　催　　戦争させない！９条壊すな！総がかり行動実行委員会

開催目的

沖縄をはじめとする米軍事件、事故、基地被害などと日米地位協定のかかわり、問題点を明らかにするとともに、政府の姿勢など政治状況についての認識を深め、抜本改定への課題を探る。

プログラム

14:00　開会　司会：　山口菊子さん(総がかり行動実行委員会運営委員)
　　主催者挨拶：小田川義和さん(総がかり行動実行委員会共同代表)
14:10　野党各党代表からの挨拶（各党５分）
14:40　シンポジストからの発言（各２０分）
　　①沖縄の現状と日米地位協定問題
　　前泊博盛さん（沖縄国際大学教授）
　　②日米地位協定と日米合同委員会
　　吉田敏浩さん（ジャーナリスト）
　　③日本弁護士連合会の日米地位協定意見書について
　　寺崎昭義さん（日弁連人権擁護委員）
　　※質問を文書およびチャットで受付
15:40　質問へのシンポジストの回答
15:50　シンポジストのまとめの発言（各５分）
16:05　閉会あいさつ（司会）
16:10　終了

資　　料

①前泊博盛さん資料　1- 5ｐ
②吉田敏浩さん資料　6- 9ｐ
③寺崎昭義さん資料　10-17ｐ
④全国知事会「米軍基地負担に関する提言」　18-19ｐ
⑤「日米地位協定見直し」意見書採択地方自治体一覧　20ｐ

テーマ：戦後 75 年～主権放棄と日米地位協定の呪縛

前泊博盛（沖縄国際大学教授）

戦後 75 年を迎えた日本の現状を、敗戦の残滓となる「米軍占領統治」が続く辺境の地・沖縄から「日米地位協定」と「日米安保」問題を中心に検証した。

■主権なき「米軍統治」下の日本

戦後 75 年を迎え、55 年ぶりの東京五輪開催で沸き立つはずだった日本は、年初から始まった新型コロナウイルス感染拡大の猛威を前に、五輪は延期となり、感染拡大による出口の見えない未曽有の人的被害と経済的ダメージにあえいでいる。

そのコロナ感染防止も戦後 75 年を経て今なお米軍に物言えぬ日本の現実を露呈させた。7 月、沖縄では米軍関係のコロナ感染者が激増し、わずか 1 か月で 237 人（7 月 27 日現在）と年初来の沖縄県内の感染者総数 192 人を一気に上回った。世界最大の感染染大国・アメリカからの定期異動で米兵ら 5000 人～7000 人がアメリカ本国から沖縄に移動。一般旅客が渡航制限、空港での入国時の体温チェックや PCR 検査、二週間の自主隔離を求められる。だが、嘉手納、横田、岩国、厚木、三沢など国内の米軍基地に直接乗り入れる米兵らの出入国管理は、日米地位協定第 9 条（出入国管理の特例）で「米軍任せ」。米軍の感染情報の開示もなく、感染大国から自由に国内に行き来している状態への懸念を筆者に伝えてきたのは、ほかならぬ米軍関係者だった。

「アメリカ独立記念日（7 月 4 日）」を挟むこの時期の移動に「パーティ好きなアメリカン人。独立記念祝賀イベントやビーチパーティで日本国内、沖縄県内にアメリカからコロナが大量まき散らされる危険性がある」（米軍関係者）との懸念は的中した。

在韓米軍に対する感染者情報の提供と入国時の PCR 検査実施などを義務付ける韓国政府の対米軍対応に比べ、日本政府の対応は、あまりにも杜撰で無防備な対応だった。

■だまされる日本

コロナに限らず日本の対米追従姿勢は沖縄では日常茶飯事、随所で目にする。今年 4 月 11 日、米海兵隊普天間基地で有害な有機フッ素化合物（PFOS）を含む消火剤が基地周辺の住宅地に飛散した。原因は米軍の管理ミス。基地外に飛散した有害物質の回収に地元・宜野湾市の消防隊員らが奔走する中、当の米兵らはフェンスの内側から「高みの見物」（地元紙記者）。住宅地や河川、海洋汚染への県民の懸念の声に、米軍司令官は「雨が降れば洗い流される。問題ない」とコメントし顰蹙をかった。

河野太郎防衛相（当時）は今年（2020 年）3 月の国会審議で PFOS について「普天間飛行場においては 2016 年以降使われていない」と説明していた。だが、その答弁の虚偽が 4 月の事故で明らかになり、「米軍の説明を鵜呑みにした」（河野防衛相）と釈明に追われた。

コロナ関係でもアメリカから羽田空港に到着した米兵らが「レンタカーで移動する」との虚偽申告し、実際には民間航空機で岩国基地に移動し、河野防衛相はまたも釈明に追われた。米軍情報を鵜呑みにし何度も「米軍にだまされる日本」の悲しい現実を浮き彫りにする事件となった。

日米安保に関する「日米合意」も「破られるためにある」と揶揄されてきた。1996 年の SACO 合意は、最大の目玉である「米軍普天間飛行場の 5 年ないし 7 年以内に返還」が、再三先送りされ、合意から 25 年たっても実現のめどが立っていない。

安倍政権は「普天間は世界一危険な基地で、問題解決には辺野古移設が唯一の方法」（菅義偉官房長官）と繰り返し説明するが、沖縄返還（1972 年）以降、過去 47 年間多発する在沖米軍の米軍機事故件数 811 件のうち、発生場所別は、普天間飛行場内は 18 件。嘉手納飛行場内では 566 件。嘉手納は普天間の３１倍も事故が起きている（沖縄県統計『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）（2020 年３月版）』）。

だが、普天間が「世界一危険」という根拠も 2003 年 11 月に普天間を視察したラムズフェールド米国防長官が「世界一危険な基地」と評した発言の受け売りに過ぎない。

その普天間移設のために建設が強行されている辺野古新基地建設では、軟弱地盤問題で建設費も工期も膨らみ、3600 億円以上と見込まれていた工費は、政府の再試算の結果 9,300 億円と 2.7 倍に膨らんでいる。埋め立て海域には活断層も指摘され、軟弱地盤対策もあり沖縄県の試算では工費は 2 兆 5,000 億円超にまで膨らむとの試算が発表されている。工期も工費も分からぬまま着工する通常では考えられない「ありえない公共事業」の典型となっている。

■解決阻む「この国の掟」

この国には「解決できない難題は、まず先送り。それでも解決できないときは、無かったことにする」という「掟」があるとこの国の官僚たちに聞かされた。

その掟に従い、原発再稼働、原発汚染水、少子高齢化、格差・貧困、環境破壊、CO2 削減、地球温暖化対策、年金破綻など重要課題の多くの議論が先送りされ、森友・加計学園問題に象徴される政権・政府内の「不都合な真実」は、公文書とともに廃棄・処分され、「無かったこと」にされつつある。

締結から 60 年を迎え「米戦争への日本巻き添え」も懸念される新日米安保・同盟をどうするか。同盟維持のため多数の欠陥が指摘される米戦闘機 F35 を 100 機も大量購入し、配

備先も未だ定まらないオスプレイの 17 機購入、直前に中止が決まったもののアメリカを守るためのイージスアショアの秋田・山口配備など、2 兆円を超える米兵器購入問題も日米安保の検証論議の先送りが生んだ無駄な支出の典型である。

日米地位協定に基づく駐留経費の負担増もトランプ政権から打診されているが、韓国やドイツと異なり政府は情報開示も論議も判断も、先送りしている。国民が知らされるのは、現行で年間 1800 億円の「思いやり予算」負担が、米要求通り 8000 億円超と 4 倍に増額されたあと。その時は「アメリカからの増額要求はなかった」ことにされ、政府が日米安保維持のための応分の負担と説明されるであろう。

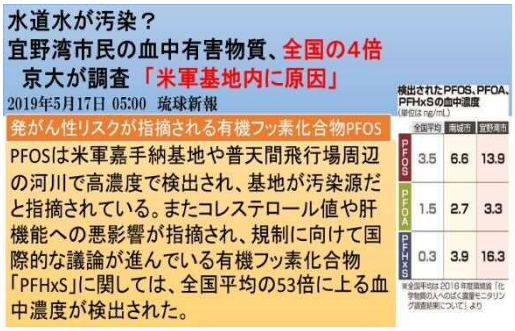

■必要な安保の「断捨離」

沖縄では復帰後だけでも 6,000 件を超える米兵犯罪の被害にあってきた。昼夜を問わず米軍機の爆音被害に加え、基地外への環境汚染物質の流出で地下水も水道水は汚染され、普天間基地のある宜野湾市では基準値の五倍から二十倍も血中濃度の PFOS 汚染も指摘されている。だが地位協定の基地管理権を盾に、日本政府は基地内立ち入り調査を拒まれ、飲料水の汚染防止対策は放置されている。

日本政府は、過去には米軍機爆音訴訟で敗訴しながら、立て替えた損害賠償金の支払いを米軍に踏み倒されこともあった。

それでも不平等性と主権侵害が指摘される日米地位協定改定問題は、「沖縄問題」と矮小化され、対米依存から改定論議を封じ込め続けている。

同じ敗戦国のドイツやイタリアが改定交渉を通して主権を回復する中で、日本だけが米軍に出入国の自由を許し、基地管理権を認め、訓練や演習への国内法の適用を除外し、特例法を作って特権を容認し、米軍事故調査の権利も放棄するなど米軍の主権侵害を許し、国民から負託されたはずの主権すら行使せず、米軍に対し「主権放棄」を続けている。

５カ国比較表（地位協定、国内法、運用等）

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権明記無し	航空特例法等により規制できず	捜索等を行う権利を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の承認が必要	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の承認が必要	イタリア検察が証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の立入り権確保	自国軍よりも厳しく規制	（未確認）
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による飛行禁止措置等明記	英国警察が現場を規制、捜索

31

敗戦から戦後 75 年を過ぎた。国民も含め、この国の政治家、官僚たちには敗戦と占領で失った主権の回復にそろそろ本気で向き時を迎えている。

日米安保は本当に日本を守ってくれるのか。守っているのか。守ろうとしているのか。冷徹な分析が必要だ。そして、アメリカ頼みの二国間安保から多国間安保へ、軍事重視安保から経済連携・文化交流・人間の安全保障など多角的総合安全保障体制へと論議を広げ、国民的な論議の拡大を通して自主・自立・主権回復・自己決定権を確立した平和国家構築の気概を国民全体で取り戻したい。

前泊博盛（まえどまり　ひろもり）　沖縄国際大学・大学院教授

1960 年沖縄生まれ。明治大学大学院博士前期課程修了（経済学修士）。84 年、琉球新報社入社、編集局記者として防衛・外務省などを取材。編集委員、九州大学大学院助教授（国際政治学）、紙面審査委員長、論説委員長などを経て 2011 年から現職。専門は沖縄経済、基地経済、日米安保・地位協定論。著書に『沖縄と米軍基地』『本当は憲法よりも大切な「日米地位協定」入門』など。

沖縄経済と安保・基地に関する基礎検定　【2020 年版】

学籍番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問1：沖縄県の人口は？　（＿＿＿＿＿＿＿＿人）

問2：日本に米軍基地はいくつありますか？　（＿＿＿＿＿＿＿＿施設）

問3：米軍基地のある都道府県数（＿＿＿＿）と、最も多く抱えている都道府県名は？（　　）

問4：国内で米軍基地面積が、もっとも大きい都道府県は？　（　　）

問5：国土面積の＿＿＿＿＿＿%の沖縄県に在日米軍専用施設の＿＿＿＿＿＿%が集中している理由は？

（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

問6：沖縄県内で市町村面積に占める米軍基地面積が大きい上位3市町村は？

（1：＿＿＿＿＿＝＿＿＿%　2：＿＿＿＿＿＝＿＿＿%　3：＿＿＿＿＿＝＿＿＿%）

問7：日本に駐留している米軍人の数は？

（総数＿＿＿＿＿人：空軍＿＿＿＿＿人、海軍＿＿＿＿人、陸軍＿＿＿＿＿人、海兵隊＿＿＿＿＿人）

問8：沖縄に駐留している米軍人の数は？

（総数＿＿＿＿＿人：空軍＿＿＿＿＿人、海軍＿＿＿＿人、陸軍＿＿＿＿＿人、海兵隊＿＿＿＿＿人）

問9：在沖米軍基地で働いている「駐留軍従業員」の数は？　（＿＿＿＿＿＿＿＿人）

問10：沖縄は「3K 依存経済」といわれますが3K とは？（1K：＿＿＿＿＿2K＿＿＿＿＿3K：＿＿＿＿＿）

問11：沖縄経済の県民総所得（約＿＿＿＿兆円）に占める基地収入の割合は？（＿＿＿%　約＿＿＿＿＿億円）

問12：復帰後の在沖米軍犯罪件数は？　（総数＿＿＿＿件）（うち凶悪事件数＿＿＿＿＿件）

問13：復帰後の沖縄で起きた米軍機事故の件数は？　（＿＿＿＿＿＿件）

問14：米軍　普天間飛行場（基地）が「世界一危険な基地」とされる根拠は？

根拠＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問15：普天間基地の危険性除去は「辺野古移設が唯一の解決策」とされる根拠は？

根拠＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問16：尖閣諸島の「国有化」を求めた政治家は？　国有化した首相は？（政治家　　首相　　）

問17：尖閣諸島の主要5島の名前は？（①　　②　　③　　④　　⑤　　）

問18：尖閣諸島で日米地位協定上、射爆撃場として米軍に提供されている2島は？（＿＿＿＿、＿＿＿＿）

問19：昭和（裕仁）天皇が、靖国参拝を止めた年と理由は？（＿＿＿＿＿年）（理由：＿＿＿＿＿＿＿）

問20：「私たちの祖先は朝鮮半島から来た」と語ったのは誰ですか？　（名前＿＿＿＿＿＿＿）

問21：米国はいざという時に日本を守ってくれるという根拠は？（根拠：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

問22：沖縄選出・出身国会議員の数は？　（衆院議員＿＿＿＿人　参院議員＿＿＿＿人）

（名前：＿＿＿＿、＿＿＿＿、＿＿＿＿、＿＿＿＿、＿＿＿＿、＿＿＿＿、＿＿＿＿）

問23：日本国憲法の制定日と施行日は？　制定の日：＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　施行の日：＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

問24：1952年「4月28日」は、沖縄にとって何の日ですか？（＿＿＿＿＿の日：理由：＿＿＿＿＿＿＿＿）

問25：沖縄戦が終結した日は？　（＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問26:沖縄戦の犠牲者の数は？　（＿＿＿＿＿＿＿＿人　：うち沖縄住民の数は＿＿＿＿＿人）

問27：日本の「終戦の日」は？（＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日）根拠：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問28：「天皇メッセージ」の時期とメッセージの主な内容は？

（＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

問29：日本は「独立国家」ですか？（はい　：　いいえ　）理由＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問30：沖縄は「日本」ですか？　（はい　：いいえ　）　理由＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考文献：①前泊博盛著 『沖縄と米軍基地』（角川新書）2015　②前泊博盛編著 『日米地位協定入門』（創元社）2013

米軍優位の日米地位協定と日米合同委員会の密約　　2020.11.25　吉田敏浩

１．米軍優位の地位協定の構造をより強固にする裏の仕組みが日米合同委員会

Ａ．地位協定によって米軍には基地の運営などに「必要なすべての措置をとれる」強力な排他的管理権があり、日本側は米軍の許可なしに基地に立ち入れないなど、米軍の特権が認められている。米軍は騒音と危険をもたらす低空飛行訓練も全国各地で勝手放題に続けている。そうした軍事活動を日本政府は規制もできない。

B.　米軍という外国軍隊により主権が侵害され、そして憲法で保障された人権も侵害されている。このような状態で、日本は真の独立国・主権国家といえるのか。

Ｃ．米軍優位の地位協定の構造を支えるのが日米合同委員会。
日本の高級官僚と在日米軍の高級軍人で構成。日米地位協定の解釈や運用に関する協議機関で、その実態は謎。日本側代表は外務省北米局長で、代表代理は法務省大臣官房長、農林水産省経営局長、防衛省地方協力局長、外務省北米局参事官、財務省大臣官房審議官。アメリカ側代表は在日米軍司令部副司令官、代表代理は在日アメリカ大使館公使、在日米軍司令部第五部長、在日米陸軍司令部参謀長、在日米空軍司令部副司令官、在日米海軍司令部参謀長、在日米海兵隊基地司令部参謀長。

Ｄ．それが本会議で、その下に施設・財務・調達調整・労務・出入国・通信・周波数・民間航空・刑事裁判管轄権・民事裁判管轄権・環境など分科委員会、建設・港湾・陸上演習場など部会があり、日米合同委員会と総称される。

Ｅ．米軍基地・演習場の場所の決定と提供、基地・演習場のための土地収用、滑走路など各種施設の建設、米軍機に関する航空管制、米軍機の訓練飛行や騒音、墜落事故などの被害者への補償、米軍が使う電波の周波数、米軍関係者の犯罪の捜査や裁判権、基地の環境汚染、基地の日本人従業員の雇用など、さまざまな問題が協議される。

Ｆ．分科委員会や部会では、各部門を管轄する日本政府省庁の高級官僚たちと在日米軍司令部の高級将校たちが実務的な協議をする。合意された事項は「覚書」として合同委員会の本会議に提出、承認される。

Ｇ．通常の国際協議ではあり得ない文官対軍人の組み合わせ。アメリカ側は軍事優先で協議にのぞみ、要求を出す。米軍優位の日米地位協定が土台にあり、米軍に有利。

２．密室協議と議事録や合意文書の非公開、情報隠蔽

Ａ．日米合同委員会は１９５２年４月２８日の対日講和条約、日米安保条約、日米行政協定（現地位協定）の発効とともに発足した。

Ｂ．本会議は毎月、隔週の木曜日午前１１時から。外務省の会議室と、ニューサンノー米軍センター（港区南麻布にある米軍関係者の高級宿泊施設）の在日米軍司令部専用の会議室で、交互に開く。分科委員会や部会は各部門を管轄する省庁や外務省、在日米軍施設で、必要に応じて開く。関係者以外立ち入り禁止の密室での会合。

Ｃ．議事録や合意文書は原則非公開。情報公開法による文書開示請求をしても不開示。国会議員にさえも非公開とされる。合意の要旨は一部、外務省や防衛省のホームページなどで公開されるが、米軍に有利な内容が削除されていたりする。

Ｄ．そのため、法務省や警察庁や最高裁などの秘密資料・部外秘資料（法務省刑事局の

『秘　合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料』、警察庁刑事局の『部外秘　地位協定と刑事特別法』、最高裁判所事務総局の『部外秘　日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法関係資料』など、在日米軍の内部文書、アメリカ政府の解禁秘密文書などの調査を通じて、実態を探るしかない。

３．日本の主権を侵害し、米軍に特権を認める日米合同委員会の密約。その数と全貌はわからないが、わかっているだけでも以下のとおり。

①「民事裁判権密約」（１９５２年）、米軍機墜落事故などの被害者が損害賠償を求める裁判に、米軍側は不都合な情報は提供しなくてもよく、そうした情報が公になりそうな場合は米軍人・軍属を証人として出頭させなくてもいい。

②「日本人武装警備員密約」（１９５２年）、基地の日本人警備員に銃刀法上は認められない銃の携帯をさせてもいい。

③「裁判権放棄密約」（１９５３年）、米軍関係者（米軍人・軍属・それらの家族）の犯罪事件で日本にとっていちじるしく重要な事件以外は第１次裁判権を行使しない。

④「身柄引き渡し密約」（１９５３年）、米軍人・軍属の犯罪事件で被疑者の米軍人・軍属の身柄を公務中かどうか明らかでなくても米軍側に引き渡す。

⑤「公務証明書密約」（１９５３年）、米軍人・軍属の犯罪事件で米軍が発行する公務証明書を、起訴前の段階でも有効と見なし公務中として、日本側が不起訴にする。

⑥「秘密基地密約」（１９５３年）、軍事的性質によっては米軍基地の存在を公表しなくてもいい。

⑦「富士演習場優先使用権密約」（１９６８年）、自衛隊管理下で米軍と自衛隊の共同使用になった富士演習場を、米軍が年間最大２７０日優先使用できる。

⑧「航空管制委任密約」（１９７５年）、「横田空域」や「岩国空域」の航空管制を法的根拠もなく米軍に事実上委任する。

⑨「航空管制・米軍機優先密約」（１９７５年）、米軍機の飛行に日本側が航空管制上の優先的取り扱いを与える。

⑩「米軍機情報隠蔽密約」（１９７５年）、米軍機の飛行計画など飛行活動に関する情報は、日米両政府の合意なしには公表しない。

⑪「嘉手納ラプコン移管密約」（２０１０年）、「嘉手納進入管制空域」の日本側への移管後も、嘉手納基地などに着陸する米軍機をアメリカ側が優先的に航空管制する。

なお、各密約の文書名は「航空交通管制に関する合意」など事務的な名称である。

４．国内法を超越して運用される密約

Ａ．日米合同委員会の密約には、明らかに国内法を超越して運用される密約がある。例えば「身柄引き渡し密約」。日本の警察に逮捕された米軍人・軍属が公務中なのかどうかはっきりしない段階でも、身柄を米軍側に引き渡すというもの。裁判権分科委員会刑事部会の「合意事項」の第９項（ａ）で、１９５３年１０月２２日に合意。

Ｂ．「（米軍人・軍属の犯罪が）公務の執行中に行われたものであるか否かが疑問であるときには、被疑者の身柄を当該憲兵司令官に引き渡すものとする。合衆国の当局は当該被疑者の公務執行の点に関し、すみやかに決定を行い通知するものとする」

Ｃ．米軍側に有利。自動車による過失致死傷などの事件の場合、被疑者が「基地間を移動する公務中」と主張したら、日本側が真偽をすぐに確認するのは困難。密約どおりに、公務中なのかどうかはっきりしなくても、身柄は米軍側に引き渡さなければならない。本当は公務中ではなく、日本側に第１次裁判権があるのかもしれないのに。

Ｄ．法務省刑事局の秘密資料『秘　合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料』（１９７２年）に、この密約は載っており、次のように解説している。

Ｅ．「公務執行中のものであることが明らかでない以上は、わが方で身柄の拘束を続けてもよいとすることは、被疑者が軍隊の構成員又は軍属という特殊な地位にあることをかんがみ妥当でないので、とりあえずその身柄を軍当局に引き渡す」

　要するに米軍関係者という「特殊の地位」に配慮して特別扱いをするということ。

Ｆ．米軍の軍事的な都合を優先。その結果、本来、日本側で裁くべき米軍人や軍属の罪が見落とされ、見逃されてきたケースも少なくないはずだ。

Ｇ．しかし、日本の法律である刑事特別法（地位協定にもとづく米軍関係者の刑事事件に関する法律）の第１１条では、日本国当局に逮捕された米軍人・軍属の身柄は、公務中だったと明らかに認められた場合にのみ、米軍側に引き渡すと規定されている。

Ｈ．つまり、明らかに公務中と認められない段階、すなわち公務中かどうかはっきりしない段階では、身柄を米軍側に引き渡してはならない。「身柄引き渡し密約」は刑事特別法という国内法の規定に違反。表向きは刑事特別法で処理すると見せかけて、裏では日米合同委員会の密約で法律を超越して米軍に有利に処理する仕組みがある。

Ｉ．外務省機密文書『日米地位協定の考え方・増補版』（琉球新報社が独自に入手してスクープした文書）には、日米合同委員会は「地位協定又は日本法令に抵触する合意を行うことはできない」と書かれている。「身柄引き渡し密約」は刑事特別法という日本法令に抵触していて、本来、日米合同委員会で合意できものではない。

５．「日米両政府を拘束する」という日米合同委員会の合意の異常性

Ａ．しかし、日米合同委員会の合意はそれほどの効力を持つと考えられるものなのか。ところが、外務省機密文書『日米地位協定の考え方・増補版』は驚くべき解釈を示す。

Ｂ．「地位協定の通常の運用に関連する事項に関する合同委員会の決定（いわゆる『合同委員会の合意事項』）は、いわば実施細則として日米両政府を拘束するものと解される」

Ｃ．日米合同委員会の合意が、法的定義も不確かな「いわば実施細則」として、たとえば刑事特別法という法律を超越して、「日米両政府を拘束する」とは異常な解釈。

Ｄ．憲法にもとづく国権の最高機関、国会にさえも公開せず、主権者である国民・市民とその代表である国会議員に対して秘密にしたまま、ごく限られた高級官僚と在日米軍高官とが日米合同委員会の密室で結んだ合意が、「いわば実施細則」として、法律を超越して「日米両政府を拘束する」ほどの巨大な力を有しているというのだ。

Ｅ．日米合同委員会の密室の合意が、「憲法体系」の及ばない闇の領域から「日米両政府を拘束する」（実態は日本政府が拘束される。米軍は軍事優先で実質的には拘束されない）ほどの巨大な効力を密かに発し、日本の主権を侵害している異常事態。

Ｆ．在日米軍司令部の内部文書、「JOINT COMMITTEE　AND SUBCOMMITTEES」（「合同委員会と分科委員会」２００２年）にも、日米合同委員会の日米双方の代表は、双方の「政

府を代表する」とあり、「合同委員会での合意は日米両政府を拘束する」と説明。

G．しかし、日米合同委員会を設置した法的根拠の地位協定第２５条には「協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関」という規定はあるが、「合同委員会の合意事項は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束する」などとは書かれていない。もちろん国会で承認された解釈でもない。ただ日米合同委員会の密室でそう合意しただけ。それ自体が密約といえる。

６．「日本国憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」

A．日米合同委員会は米軍の占領時代からの特権を維持し、変化する時代状況に応じて新たな特権を確保してゆくための「政治的装置」、「密約機関」。

B．米軍が日本の高級官僚との密室協議の仕組みを利用し、事実上の治外法権・特権を日本政府に認めさせる一種の「権力構造」。「いわば実施細則」の合意に法律を超えて「日米両政府を拘束する」ほどの効力を持たせる仕掛けも、そのため。日本政府の対米従属ぶりを象徴している。米軍の自由勝手な基地使用と軍事活動に歯止めがかけられない状態が続いている。

C．安倍前内閣は、山本太郎参院議員（当時）の質問主意書への答弁書（２０１７年）で、日米合同委員会の合意は「地位協定の実施の細則を定める取り決めであることから、その内容について国会の承認を得る必要があるとは考えていない」と答弁した。

D．故翁長雄志前沖縄県知事が米軍基地による被害に苦しむ沖縄の状況を踏まえて発した、「日本国憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」という言葉どおりの現実が、沖縄だけでなく日本全体を覆っている。

７．日米合同委員会の情報公開、米軍有利の合意・密約の廃棄、合同委員会の廃止へ

A．しかし、このままでいいはずはない。基地の運営などに「必要なすべての措置をとれる」米軍の排他的管理権を見直し、ドイツやイタリアのように国内法を原則として米軍に適用し、必要な規制をかけられるよう、独立国にふさわしく地位協定を抜本的に改定しなければならない。

B．国会に「日米地位協定委員会」を設置し、国政調査権により日米合同委員会の合意文書や議事録の全面的な情報公開をさせるべき。

C．米軍の特権を認める合意・密約も廃棄し、地位協定の解釈と運用を国会の管理下に置き、地位協定の抜本的改定とともに日米合同委員会も廃止すべき。地位協定を改定しても合同委員会の密室の合意（「日米両政府を拘束する」）システムが残れば、米軍優位の不平等な構造は解消されない。

＊『日米合同委員会の研究』謎の権力構造の正体に迫る（創元社）吉田敏浩　２０１６年
＊『横田空域』日米合同委員会でつくられた空の壁（角川新書）吉田敏浩　２０１９年
＊『密約・日米地位協定と米兵犯罪』（毎日新聞社）吉田敏浩　２０１０年
＊『日米戦争同盟』（河出書房新社）吉田敏浩　２０１９年
＊『日米安保と砂川判決の黒い霧』（彩流社）吉田敏浩　２０２０年

日弁連の日米地位協定意見書について

2020年11月25日　寺崎昭義

Ⅰ　日弁連の基地被害問題についての活動（概要）

　１９５８から基地被害問題を調査・研究し、見解等を表明

・１９６７．１１　「沖縄白書」

・１９６９、１９７１　「沖縄報告」

・１９７５　「復帰後の沖縄白書」（日本評論社）

・１９８７　「復帰後１０年の沖縄白書」（日本評論社）

・２００６．６　「沖縄基地問題人権調査報告書」

・１９９１．１、２００９．１１、２０１４．１１　「人権のための行動宣言」

沖縄をはじめとした米軍基地の可能な限りの早期の整理縮小と撤廃を求め、その実現に取り組みます。 日米地位協定の抜本的な見直しを求めます。

・２０１２．１０　「２０１１年度沖縄基地調査報告書」

・２０１４．２　「日米地位協定に関する意見書」

２０１４．１０　「日米地位協定の改定を求めて――日弁連からの提言」

①施設・区域の提供と返還、② 米軍等に対する日本法令の適用と基地管理権、③ 環境問題、④ 船舶・航空機等の出入・移動、⑤ 航空交通、⑥ 刑事責任、⑦ 民事責任、について抜本的提言。

・２０１７．９　「２０１６年度　沖縄基地問題現地調査報告書」

・２０１８．１０　「ドイツ、イタリアのNATO軍（米軍）基地調査報告書」

ドイツやイタリアにおけるNATO軍（米軍）基地の実態（立地条件、環境の保全、基地周辺住民・自治体への被害ないし影響、周辺住民・

自治体の被害解消への取組や米軍との被害解消に向けた交渉状況等）を調査し、ドイツやイタリアの地位協定の条項が、基地管理権の所在も含め実際にどのように適用、運用されているのかを把握し、それら条項をどうすれば日米地位協定に取り入れることができるのかを検討するため、ドイツ・イタリアの NATO 軍（米軍）基地の実態調査。

Ⅱ　日弁連「日米地位協定に関する意見書」２０１４．２
　　２０１４．１０　「提言」

日弁連ホームページ

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140220_7.html

地位協定の７つの問題点

① 施設・区域の提供と返還

② 米軍等に対する日本法令の適用と基地管理権

③ 環境の保全・回復等の問題

④ 船舶・航空機等の出入・移動

⑤ 航空交通

⑥ 刑事責任

⑦ 民事責任

抜本的見直しを求める。

１９７６．１０　人権擁護大会「日弁連の地位協定に関する決議」

２００２．８　理事会「日米地位協定の改定を求める決議」

地位協定の基本的な問題点

(1)　米軍基地（施設・区域）を提供・返還する手続・内容が米軍に都合のよいものとなっている。

日本のどこでも、期限の定めなく、使用目的・条件を厳しく限定しないまま、施設や区域が提供され、国会の関与もなく、密室で合意され

る非民主的な仕組みとなっている。

⑵　米軍基地や米軍を日本が日本の法のコントロール（規制）を受けない仕組みがつくられている。

米軍基地や米軍を日本の法のコントロール（規制）の下に置くことは、市民の生活や人権を守る上でも、地域の自然や生活環境を守り、地方自治体の行政を円滑・効果的に行う上で、重要なこと。

⑶　様々な特権が米軍や米兵・軍属に与えられている。

刑事事件で特権が与えられているため、法的正義を害する事態が生じている。

行政上、特権が与えられているため、市民生活を圧迫し、不公平な事態が生じている。

①　米兵等の公務外の犯罪（日本に第１次裁判権）、米軍基地内にいると、・起訴されるまで身柄、日本側に移されない。・公務中の犯罪、米軍に第１次裁判権、「公務中」かの判断は米軍にある。

②　米軍の財産（航空機等）、米軍の同意ない限り、日本側は捜索・差押・検証を行う権限がない。事故状況の調査、原因究明もできない。

（２００４．８　沖国大ヘリ墜落、２０１６.１２　オスプレイ墜落、２０１７．１０　CH５３ヘリ不時着・炎上。機体・破片米軍回収。

③　米軍基地周辺住民の被害、危険が継続・拡大

地方自治体も対策がとれない

航空機騒音問題、有害物問題

基地内の水質・土壌汚染、環境汚染・自然破壊等

④　民事賠償責任

・公務中　日本が国家賠償

・公務外　米軍見舞金で対処、米兵等の家族については規定なし

Ⅰ　施設・区域の提供と返還

1　施設・区域の提供協定には、その範囲、使用目的、使用期間、使用条件等の提供条件を具体的に明記すること。そして、その使用期間ごとにこれら提供条件を記載した使用計画書を米国から提出させて、関係自治体・住民等の意見を聴取・尊重し、提供の可否・条件を決定すること。また、提供協定及び使用計画書は公表すること。

2　施設・区域は、使用期間の満了、使用目的の終了等により速やかに返還されなければならず、また、日本側の利益や必要のためにも返還請求をできるものとすること。

Ⅱ　米軍等への日本法令の適用と基地管理権

1　米軍及び米軍人・軍属・家族に対し、その内部事項及び条約・日本法令に定めがある場合以外は、施設・区域の内外を問わず、日本法令が適用されることを明確にすべきこと。

2　日本国・地方自治体の当局は、日本法令の適用の確保等、その公務の遂行に必要な場合、事前に通知し、緊急な場合には事後の通知により、施設・区域内に立ち入り、調査し、必要な措置を執ることができるものとすること。

Ⅲ　環境問題

新しく以下の環境条項が定められるべきです。

1　日本又は米国のいずれかの環境法規の厳しい基準に従うこと

2　環境汚染が発生した場合の米軍の原状回復義務

3　環境に影響を及ぼす事件・事故等が発生した場合、米軍の日本側への即時の通報義務と日本側の立入り調査権

4　米軍が新施設を作る場合、事前の環境影響調査義務とその結果の公表

5　環境調査のための地方公共団体、専門家等を含めた「環境委員会」

の設置と同委員会による定期的環境影響調査の実施

Ⅳ　船舶・航空機等の出入・移動

1　米軍等による民間の港湾・空港の使用が、緊急時における一時的・例外的なものであることを明示すること。

2　米軍等による民間の港湾、空港、道路等の使用にあたっては、原則として日本の法令が適用されることを明示すること。

3　米軍による演習、訓練は原則として施設・区域外では禁じられる旨を明記し、施設・区域外での飛行訓練については、その場所的範囲や飛行条件等について日米合同委員会の合意によって明確な使用条件を設定すること。

Ⅴ　交通関係

1　航空管制業務に関して、米軍は提供施設の飛行場管制のみを行うものと明記し、それ以外の航空交通管制業務は日本が行うこととすべきこと。

2　航空法特例法を改正し、少なくとも最低安全高度の遵守、曲技飛行の禁止等安全性確保のための最低限の規制は米軍に対しても及ぼすべきこと。

Ⅵ　刑事責任

1　米軍構成員・軍属（以下、「米兵等」という。）が公務外で犯罪を犯したときには、米兵等が米軍基地内にいるときでも、起訴前に日本国の当局が身体拘束できるようにすること。

2　犯罪が「公務執行中」行われたか否かの認定について、日本国の捜査機関及び裁判所があらゆる証拠に基づいて総合的に判断できることを明確にすること。

3　「公務執行中」でない、出勤途中・帰宅途中の米兵等の犯罪行為は公

務外と取り扱うこと。

よって、これを「公務中」とする日米合同委員会合意や法務省通達は破棄されるべきこと。

4　米軍属が犯した犯罪については、合衆国連邦最高裁判決によれば、平時に軍属を軍法会議にかけることは憲法違反とされているため、公務執行中であっても、米国ではなく日本国が裁判権を有するものとすること。

5　日本側に第一次裁判権があっても、日本国にとって著しく重要と考えられる犯罪についてのみ裁判権を行使するとの日米合意（密約）及び法務省通達を破棄して、日本国が米兵等に対する刑事裁判手続を行うようにすること。

6　米軍基地外での米軍機の墜落事故が発生した場合、日本国の当局が墜落現場の統制を行い、航空機、部品等に対する捜索、差押え又は検証を行う権限を明記すること。

Ⅶ 民事責任

1　米軍構成員・軍属（以下、「米兵等」という。）、米兵等の家族による不法行為について、日本政府が被害者に対して損害賠償（被害補償）をすること。

2　公務中の米兵等による不法行為に基づく損害賠償の費用の日米間の負担割合について、米国のみに責任があるときには、米国が損害賠償金全額を負担し、両国に責任があるときは、各責任割合に応じて負担すること。

3　①　被害者が民事訴訟を起こすために必要な加害者である米兵等やその家族の特定について、米軍の協力義務を明記すること。

②　被害者が起こした民事訴訟における立証のため、証拠収集に対する米軍の協力義務を明記し、米軍が協力を拒否した場合、米軍に拒否理由の説明義務を課し、裁判所がその正当性を判断できる

ようにすること。

③　米兵等に支払われる給与に対して裁判所が差押えをすることができる旨明記すること。

4　米軍による不法行為に対し、被害者が日本の裁判所で米国政府を相手として訴訟を起こせるようにすること。

日米地位協定に関連する主なできごと（日弁連「提言」から）
（2013年末まで）

年	関　連　す　る　で　き　ご　と	関連情勢など
１９４５年	３月　沖縄戦開始。米軍、沖縄の軍用地囲い込み、基地建設。	
	８月15日　アジア・太平洋戦争終結。	
１９４９年	米、沖縄の基地拡充を決定。本土でも旧日本軍基地の接収へ。	1949年10月　中華人民共和国成立
	12月　米、琉球列島国民政府を設置。	
１９５２年	４月28日、日本国との平和条約発効。沖縄は米国の施政下に置かれる。	1950年６月　朝鮮戦争勃発
	同日、日米安保条約と日米行政協定発効。本土の施設・区域の提供。	
１９５３年	日米合同委員会刑事裁判管轄権分科委員会の合意事項。	1953年７月　朝鮮休戦協定
	４月　沖縄で土地収用令発布。「銃剣とブルドーザー」の強制接収へ。	1954年７月　防衛庁・自衛隊発足
１９５５年	立川基地拡張に対し、砂川闘争開始。この前後、本土の反基地闘争。	
	９月　沖縄で６歳の少女の暴行・殺害事件	
１９５６年	６月のプライス勧告を契機に、沖縄で島ぐるみ闘争へ発展（～58年）。	
１９５７年	１月　ジラード事件（群馬県相馬が原演習場で米兵が住民を射殺）	
１９５９年	６月　沖縄で宮森小学校ジェット機墜落事故（17人死亡、250人負傷）	
１９６０年	６月23日　新日米安保条約と日米地位協定発効。	
１９６４年	４月　東京都町田市に米軍ジェット機が墜落（４人死亡、32 人負傷）	1964年８月　ベトナム北爆開始
	９月　神奈川県大和市に米軍ジェット機が墜落（５人死亡、３人負傷）	
１９７０年	５月　沖縄で女子高生が襲われた事件から、12月コザ暴動へ。	
１９７２年	５月15日、沖縄返還協定発効。沖縄の基地の地位協定による提供。	
１９７３年	10月　空母ミッドウェーが横須賀を母港化。	
１９７６年	横田基地航空機騒音訴訟提訴。厚木基地航空機騒音訴訟提訴。	
	10月　日弁連人権擁護大会「日米地位協定の改正に関する決議」	
１９７７年	９月　横浜市緑区に米軍ジェット機が墜落（幼児２人死亡、７人負傷）。	
		1989年12月　冷戦終結
１９９３年	２月 25 日、横田基地・厚木基地最高裁判決（第三者行為論等）	1991年１月　湾岸戦争勃発
１９９４年	10月　高知県の早明浦ダムに低空飛行訓練中の米軍ジェット機が墜落。	
１９９５年	９月　沖縄で米兵３人による小学６年少女暴行事件。身柄引き渡さず。	
	10月　沖縄県民総決起集会。85,000人参加。	
	11月　沖縄県知事「日米地位協定見直しに関する要請」	
１９９６年	４月　日米安保共同宣言（安保再定義）	
	12月　ＳＡＣＯ最終報告（普天間基地返還等）	
１９９７年	12月　名護市辺野古に普天間代替基地設置を閣議決定。	
２０００年	９月　環境原則に関する日米共同発表（ＪＥＧＳの環境管理基準）	
２００２年	４月 12 日、横田基地最高裁判決（対米訴訟で主権免除による却下）	2001年９月　米で同時多発テロ
	８月　日弁連理事会「日米地位協定の改定を求める決議」	
２００３年	11月　沖縄県「日米地位協定の抜本的見直し要請	2003年３月　イラク戦争開始
	12月　沖縄弁護士会「日米地位協定改正案」	
２００４年	８月　沖縄国際大学構内に米軍ヘリが墜落。	
２００６年	１月　横須賀市内路上で女性に対する強盗殺人事件	
	５月　日米同盟再編実施のためのロードマップに合意。	2006年12月　防衛庁から防衛省へ
２００８年	３月　日米地位協定改正案を３党合意（民主党、社民党、国民新党）。	
	10月　広島で海兵隊員４人による女性暴行事件	
２０１１年	１月　沖縄で軍属の自動車運転過失致死事件。検察審査会起訴相当へ。	
２０１３年	10月までにＭＶ22オスプレイ12機を普天間基地に配備。	
	12月　沖縄県知事、普天間代替基地辺野古の公有水面埋立を承認。	2013年12月　特定秘密保護法。国家安全保障戦略

資料１２

米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成２８年１１月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計６回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

研究会終了後の平成３０年７月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきました。

また、令和元年７月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところです。

一方、国では、同年７月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われております。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、平成３０年７月の提言内容が実現したとは言い難い状況です。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

１　飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること

米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期

について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと

また、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること

2　日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること

3　米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること

また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと

4　施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

5　在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること

令和２年１１月５日

全 国 知 事 会

「日米地位協定見直し」意見書採択地方自治体

2018年7月から2020年9月25日までに採択

都道府県議会		43	秋田県上小阿仁村議会	96	長野県北相木村議会	149	奈良県広陵町議会
1	和歌山県議会	44	秋田県小坂町議会	97	長野県小海町議会	150	奈良県大和高田市議会
2	宮崎県議会	45	秋田県五城目町議会	98	長野県立科町議会	151	奈良県大和郡山市議会
3	長野県議会	46	秋田県藤里町議会	99	長野県軽井沢町議会	152	奈良県斑鳩町議会
4	北海道議会	47	秋田県八郎潟町議会	100	長野県御代田町議会	153	奈良県川西町議会
5	佐賀県議会	48	秋田県井川町議会	101	長野県佐久穂町議会	154	奈良県王寺町議会
6	岩手県議会	49	秋田県美郷町議会	102	長野県池田町議会	155	和歌山県串本町議会
7	奈良県議会	50	秋田県大潟村議会	103	長野県佐久市議会	156	和歌山県九度山町議会
8	沖縄県議会	51	秋田県横手市議会	104	長野県小諸市議会	157	和歌山県田辺市議会
9	静岡県議会	52	秋田県北秋田市議会	105	長野県朝日村議会	158	和歌山県かつらぎ町議会
市町村議会		53	山形県鶴岡市議会	106	長野県辰野町議会	159	鳥取県琴浦町議会
1	北海道夕張市議会	54	山形県庄内町議会	107	長野県大桑村議会	160	鳥取県南部町議会
2	北海道斜里町議会	55	福島県川俣町議会	108	長野県木祖村議会	161	鳥取県北栄町議会
3	北海道豊浦町議会	56	福島県郡山市議会	109	長野県須坂市議会	162	岡山県鏡野町議会
4	北海道知内町議会	57	福島県喜多方市議会	110	長野県王滝村議会	163	岡山県備前市議会
5	北海道余市町議会	58	福島県桑折町議会	111	長野県上松町議会	164	岡山県奈義町議会
6	北海道札幌市議会	59	福島県会津若松市議会	112	長野県高山村議会	165	広島県安芸高田市議会
7	北海道根室市議会	60	栃木県塩谷町議会	113	長野県千曲市議会	166	広島県北広島町議会
8	北海道広尾町議会	61	栃木県矢板市議会	114	長野県中野市議会	167	広島県安芸太田町市議会
9	北海道倶知安町議会	62	栃木県佐野市議会	115	長野県木曽町議会	168	広島県庄原市議会
10	北海道赤平市議会	63	群馬県甘楽町議会	116	長野県飯山市議会	169	広島県廿日市議会
11	北海道帯広市議会	64	群馬県渋川市議会	117	長野県南木曽町議会	170	広島県三次市議会
12	北海道恵庭市議会	65	群馬県沼田市議会	118	長野県山ノ内町議会	171	広島県呉市議会
13	北海道白老町議会	66	群馬県利根郡川場村議会	119	長野県南箕輪村議会	172	広島県江田島市議会
14	北海道小樽市議会	67	埼玉県鳩山町議会	120	長野県長和町議会	173	徳島県那賀町議会
15	北海道名寄市議会	68	埼玉県小鹿野町議会	121	長野県南牧村議会	174	徳島県牟岐町議会
16	北海道旭川市議会	69	埼玉県東松山市議会	122	長野県宮田村議会	175	高知県四万十町議会
17	北海道釧路市議会	70	埼玉県富士見市議会	123	長野県下諏訪町議会	176	高知県安芸市議会
18	北海道伊達市議会	71	埼玉県吉見町議会	124	長野県豊丘村議会	177	高知県須崎市議会
19	北海道長沼町議会	72	埼玉県越生町議会	125	長野県青木村議会	178	高知県土佐町議会
20	北海道東川町議会	73	東京都小金井市議会	126	長野県飯綱町議会	179	高知県いの町議会
21	北海道上士幌町議会	74	東京都小平市議会	127	長野県栄村議会	180	高知県本山町議会
22	北海道古平町議会	75	東京都多摩市議会	128	長野県下條村議会	181	高知県芸西村議会
23	北海道上川町議会	76	東京都羽村市議会	129	長野県野沢温泉村議会	182	高知県香美市議会
24	北海道音更町議会	77	東京都三鷹市議会	130	長野県諏訪市議会	183	高知県大月町議会
25	北海道幕別町議会	78	東京都東久留米市議会	131	長野県茅野市議会	184	福岡県春日市議会
26	青森県大間町議会	79	東京都清瀬市議会	132	岐阜県八百津町議会	185	福岡県大牟田市議会
27	青森県風間浦村議会	80	神奈川県座間市議会	133	岐阜県関市議会	186	福岡県築上町議会
28	青森県外ケ浜町議会	81	神奈川県二宮町議会	134	愛知県扶桑町議会	187	福岡県鞍手町議会
29	青森県六ケ所村議会	82	神奈川県逗子市議会	135	三重県御浜町議会	188	福岡県糸田町議会
30	青森県平内町議会	83	神奈川県鎌倉市議会	136	滋賀県湖南市議会	189	福岡県行橋市議会
31	青森県蓮田村議会	84	神奈川県葉山町議会	137	京都府南山城村議会	190	福岡県中間市議会
32	青森県佐井村議会	85	神奈川県藤沢市議会	138	京都府京田辺市議会	191	佐賀県鳥栖市議会
33	青森県横浜町議会	86	新潟県湯沢町議会	139	大阪府摂津市議会	192	佐賀県武雄市議会
34	青森県六戸町議会	87	石川県金沢市議会	140	大阪府忠岡町議会	193	鹿児島県屋久島町議会
35	青森県野辺地町議会	88	石川県羽咋市議会	141	大阪府吹田市議会	194	鹿児島県奄美市議会
36	岩手県二戸市議会	89	福井県小浜市議会	142	大阪府茨木市議会	195	沖縄県南城市議会
37	岩手県奥州市議会	90	山梨県北杜市議会	143	大阪府熊取町議会	196	沖縄県大宜味村議会
38	岩手県花巻市議会	91	長野県長野市議会	144	兵庫県高砂市議会	197	沖縄県今帰仁村議会
39	岩手県雫石町議会	92	長野県南相木村議会	145	兵庫県西宮市議会	198	沖縄県中城村議会
40	岩手県矢巾町議会	93	長野県川上村議会	146	兵庫県川西市議会	199	沖縄県八重瀬町議会
41	岩手県北上市議会	94	長野県中川村議会	147	奈良県三郷町議会	200	沖縄県北中城村議会
42	岩手県普代村議会	95	長野県大町市議会	148	奈良県平群町議会	201	沖縄県豊見城市議会